

保保発1207第8号
令和5年12月7日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

分娩取扱施設の特色・サービス・平均費用等の情報提供を行う
「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」(仮称)の開設について(再依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円(産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円)に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

具体的には、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できる環境を整備するために、分娩取扱施設ごとの出産費用の状況だけでなく、その分娩取扱施設の特色やサービスの内容なども併せて情報提供を行うウェブサイト(「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」(仮称。以下「本ウェブサイト」という。))を、令和6年4月から厚生労働省が開設・運営する予定です。

本ウェブサイトに係る調査票への回答依頼及び出産育児一時金の直接支払制度専用請求書のデータ利用等については、「分娩取扱施設の特色・サービス・平均費用等の情報提供を行う「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」(仮称)の開設について(依頼)」(令和5年12月1日保保発1201第1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和5年12月通知」という。)にて、周知等お願いしたところです。

今般、より多くの分娩取扱施設に情報提供いただくため、本ウェブサイトに係る調査票の回答期限を、令和5年12月18日(月)に延長することといたしました。貴会におかれましては、回答期限の延長と併せて、各分娩取扱施設に対し、②の調査票へ回答いただくよう、改めて、ご周知等いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、延長後の期限までに御回答のない場合は、令和5年12月通知の別添1に記載のとおり、同ウェブサイトには各施設の特色・サービスに関する情報が掲載されず、費用等に関する情報のみが掲載されることとなりますので、ご承知おきください。